

会 議 録

1 会議名

地域協議会会長会議

2 議題（公開・非公開の別）

（1）連絡事項（公開）

- ・地域活動支援事業の目的・効果に照らした見直しについて
- ・平成30年度地域活動支援事業案の概要について

（2）意見交換（公開）

3 開催日時

平成30年11月14日（水）午後3時30分から午後5時45分まで

4 開催場所

直江津学びの交流館 イベントホール

5 傍聴人の数

3人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・地域協議会会長、副会長 28名
- ・事務局：影山自治・市民環境部長、佐藤自治・地域振興課長、
各総合事務所長、各まちづくりセンター長、松縄自治・地域振興課副課長、
廣川係長、竹内主任、池田主事

8 発言の内容（要旨）

【松縄副課長】

- ・開会を宣言

【影山部長】

- ・挨拶

【松縄副課長】

次第3「地域活動支援事業の目的・効果に照らした見直しについて」及び「平成30年度地域活動支援事業案の概要について」に入る。説明後、質疑応答の時間となるのでよろしく願います。

【佐藤課長】

今回の地域活動支援事業の検証・見直しの考え方について説明する。この地域活動支援事業は開始から8年が経過しており、この間、当初、新しい活動に取り組みたいといった地域の声があって、地域の課題解決に自ら取り組む皆さんへの支援という形で始まったものである。8年経過しているがゆえに、継続して申請しながら活動いただいている部分や、また、備品の購入であったり、追加の募集であったりといったような部分で、地域の皆さんや地域協議会の委員の皆さんから、これが課題ではないのかといったような声が上がってきていたところである。そのような背景もあり、私たちとしても何らかの形で見直しをすることが必要なのではないかとということで、皆さんにもお話をさせていただき、地域協議会の中で、この間、課題を出して見直しをしていただいたという経緯がある。当初、課内ではいただいたご意見の中から方向が一致するようなものについては、市の統一した方針として示していこうと考えていたが、各地域協議会によって意見が全く異なる部分があるなど、そもそも、地域協議会、地域というものはそれぞれ個性があるものであり、その事情がそれぞれ違うというところから考えると、やはり、ここで市として統一した考え方を示すことで、地域協議会、その自治区の制度の制約であったり、この地域活動支援事業の目的そのものを制約してしまうのではないかとというようなことも議論の中であったところである。そういうこともあり、まず、皆さん方からいただいたご意見を一通り確認したうえで、ただ、そうは言っても、例えば、市の補助事業として考えた場合にどうなのかといったようなことについて、今回、ある程度の市の考え方として、お示しをしたいと考えている。その上で、地域協議会の皆さんがその使い方、地域の中で方針を決めていって、そして方針に基づいて事業を採択していただいているということであるので、その議論について、それをベースにして、今回、皆さんから見ていただくこの案、それから他の地域協議会の考え方といったようなものを見ていただいた上で、改めて、それぞれの地域協議会の中で議論していただければと考えているところである。そのような形で、今回、とりまとめたものが、これから説明する資料ということになる。それでは、細かな部分については、担当から説明する。

【廣川係長】

はじめに、資料1をご覧ください。また、必要に応じて、参考資料にも触れるので、そちらもご活用いただければと思う。

まず、資料1の左上になるが、「0 見直しの必要性【参考】」について説明する。地域活動支援事業については、平成22年度に事業を開始して以降、平成29年度までの

累計で採択事業の件数が2,603件となっている。地域の課題の解消や活力の向上に向けて、各区の実情に応じた多くの事業が実施されているところである。全市的な傾向として、近年では新規の提案団体が全体の2割強ということで推移している。地域活動支援事業を活用した後に、さらに自立して活動を継続している団体も複数生じてきており、総論としては、市民の自主的・主体的な取組に一定の貢献があったものと考えている。一方で、平成30年1月に市で実施した市民の声アンケートでは、市内全域の満18歳以上の男女5,000人に対して、地域自治区ごとに年齢階層別の人口割合に応じて無作為に抽出した方をお願いをして、2,168人から回答を得たところであるが、その中で地域活動への市民参加について質問したところ、参加していると回答した人の割合が41.5%となり、平成21年度調査の43.3%、平成26年度調査の42.5%よりも減少した。また、その中で、参加していると回答した人のうち、男女差で見た場合に、男性は45.6%が参加していると回答したのに対して、女性は38.1%となり、7.5ポイントほど、男性よりも女性の方が低いといった結果となった。また同様に、年代ごとに見た時に、20歳代以下では、そういった活動に参加していると回答した人が17.8%という低い水準に留まっており、30歳代以上の人が軒並み40%以上参加しているという回答状況と比較しても、やはり低いものだと考えざるを得ないような状況であった。このような結果を踏まえ、地域活動支援事業では、各区において地域協議会で採択方針を定め、その採択方針に基づき提案事業の公募や、審査・採択等を行っているといった現状があるため、各区における地域の課題の解消や活力の向上に対して、どのように効果が生じたかを検証する必要性があったと考えている。また同様に、地域活動支援事業の進め方についても、更に効果的な手法等に見直すことに向けて検討する必要性があったのだろうと考えているところである。

以上のことを受け、各地域協議会の皆さんからは、今年の7月から9月にかけて、総合事務所及びまちづくりセンターで作成した検証の素案に対して、真摯に向き合っていただき、意見を述べていただいたところである。まずは、そのことに感謝を申し上げる。

次に、具体的な見直し方法等について説明する。同じく、資料の1番をご覧ください。まずは、点線の枠囲みの中になるが、見直しの対象とした地域活動支援事業の考え方について、とりわけ、自治あるいは地域協議会といった観点からの関わりについて説明する。地域活動支援事業については、補助金の使い道を地域の課題の解消や活力の向上などに向けて考えることを通じて、住民の皆さんから「自治とは何か」「地域の豊かさ、地域づくりとは何か」を考える契機としていただくということを、ねらいの一つと

している。各地域協議会においては、この目的を踏まえ、地域の課題や目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの思いを「採択方針」に反映していただいているところである。補助金の使途については、市では、いわゆる宗教的なものや飲食の提供などを対象外とするなど、制約をできる限り絞るといった方向で制度の設計を行ってきた。そういった中で住民の皆さんの発意を大事にしながら、広がりをもった地域活動が行われるよう配慮しているところである。

次に、市の基本的な考え方についてである。地域活動支援事業については、地域の実情に応じて、各区で様々な検証結果が、今回、出されたところである。市としては、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政に反映するための仕組みとして、地域自治区制度を設けている。今回の見直しでは、そういったことも踏まえ、また、検証結果で様々な観点から地域協議会の皆さんから議論いただいた内容も十分尊重したいということもあり、市が直接的に一定の基準に整理・収れんするといったことは行わないこととした。

次に、見直しの手法についてである。今後、各地域協議会においては、新年度の事業執行に向けて、また、地域活動支援事業の具体的見直しの検討というものが毎年進められているが、そういったプロセスに入る時期を迎えることとなる。各区で採択方針等の議論を行う際に、検討の円滑化や、検討内容の実効性をさらに高めていくことを期待しているため、各区で出された検証結果や意見に対して、課題解決の考え方や例示、市としての見解をお伝えし、情報を共有することとした。また、地域協議会で検討された最終結果については、地域協議会間の認識を共有し、地域活動支援事業の効果がさらに上がっていくよう、継続的な見直しに向けた基礎資料としたいと考えている。また、あらためて市が情報を集約するとともに、各地域協議会にそういった集約後の情報を改めてフィードバックしたいと考えている。

次に、各地域協議会の皆さんにお伝えする市の案や見解について説明する。資料中の2番をご覧ください。最初に、留意事項を説明する。点線の枠囲みの中をご覧ください。この項目、資料中の2番というところに出てきている「案」と標記している事項については、各区の検証結果や意見で出された事項を対象に、課題の解決に向けた市の考え方の一例を示させていただいた。この案については、各地域協議会が検討する上で、その検討結果を必ずしも拘束するものではない。また、各地域協議会による検討の結果、区によっては、当然ながら提案内容の一部を変更したり、別のやり方で対応したりするということが、当然、想定している。そういったことを踏まえ、それぞれの項

目について説明する。まず、採択方針に係る構成等の見直しについてである。最初に、地域協議会で出された「地域課題の解決に向けて、採択方針の精査の必要がある」といった検証結果について、3つの案をお示しした。一つ目は、採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項について、市民に分かりやすく伝え、地域での活動を促すために、共通採択事項として表現を加えるものである。具体的には、「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」ということで表現したが、それぞれの地域にある町内会、あるいは子ども会、消防団、あとはボランティアなどといった団体の担い手がどの地域でもかなり確保が難しくなっているという実情があるため、こういった課題を解消するというのを強く住民の皆さんにアピールするという意味合いを持たせている。また、「日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業」については、高齢者向けの、例えば、買い物支援事業や地域を挙げての避難訓練、あとは防犯パトロールといったものをイメージしたものである。二つ目については、採択方針で、補助金の効果を広く波及する観点から、「事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業」を原則として対象外に整理するものである。具体的には、地域の文化サークル、あるいはスポーツ団体のような日常的な部分の練習経費をイメージしている。一方で、このような団体が地域に活動成果を波及するために催すような発表会、あるいは技術指導会のような案件については、事業主体の構成員以外にも当然ながら補助事業としての成果が及ぶと考えられるため、これまでどおり地域活動支援事業の対象とすることは、市としても、引き続き、当然あり得るものと考えている。三つ目になるが、採択方針で、補助金の効果を直接地域に波及するため、「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を補助対象外に整理するものである。具体的には、保育園や学校等の後援会などが学校運営や保育園等に要する備品等を購入し、それらの施設に無償貸与するという事業がいくつかの区で行われている。こういったものを対象とした、イメージしたものであるが、一方で、このような団体においても、その団体の自主事業としてイベントを企画して、そのもののために使うといったものであれば、当然これについても引き続き対象になるものということで、考え方を整理の一つとしてお示しするものである。

次に、「提案団体の自立化に向けた取組は必要」といった検証結果についてである。こちらについては、提案団体の財政基盤の強化が自立化に向けて必要と考えられる。現在10分の10の補助を行っている地域協議会が多数であるという現状であるが、そういった10分の10の補助を行うことが却ってその提案団体が自主財源を確保しようと考

える、そういった取組をしようとする機会を自動的に失わせてしまっているのではないかといった観点で補助率の見直しを案としてお示しするものである。また、10分の10の補助については、提案団体が自己負担なしで事業提案できるといった枠組みとなっているため、本来はその提案団体が自ら事務的な基盤あるいは将来的な活動の方向性、こういったものを踏まえて自ら適正な事業量や、そういった備品の整備水準、こういったものを測っていくのかということを考えるべきところがあると思うが、こういったものも、やはり、失わせてしまっているのではないかといった観点でお示ししているものである。

次に、「新規案件の掘り起しに向けた取組が必要」とした検証結果についてである。こちらについては、提案団体が単に同じ事業を続けていくのではなく、常に新しい視点をもって、環境の変化や事業の成果に応じて活動内容を考えていくことを、採択方針の仕組みとして促していくものである。なお、ここでは、これまでの案を整理する中で、補助率の設定の例というものを表の中でお示ししている。

次に、その他の見直しについてである。最初に、「ソフト活動を支援の主な対象と考える基準を明確に市、全市一律に見直すことが適当」、こういった検証結果についてである。ここでは、具体的な懸案として考えられた修繕料や工事請負費等のハード整備費、あるいは備品購入費を想定し、補助対象経費に対する上限割合制、こういったもの示すことで各地域協議会で検討いただく上での案としてお示しした。全市一律に見直すことについては、先に説明したとおり、各地域協議会において見直しに向けた自主的な検討というものが必要と考えているため、現時点では市で整理する考えは持っていないところである。他の区の動向を把握することは検討する上での参考情報ということで理解はしているが、地域自治区として独立した区域を設けて地域協議会というものを設置している中で、地域協議会の裁量として判断できると考えられる事項については、見直しをしないことも、見直しをすることについても、いずれにしても、それぞれの地域協議会において判断されるものだろうと考えている。そのことについて、全ての地域協議会で見直しが必要という判断が行われれば、結果的に全市一律の運用になるものと考えているため、他の項目についても、同じ様な考え方で現在、我々は考えているところである。

次に、「追加募集実施に当たっての統一基準が必要」との検証結果についてである。ここでは、各地域協議会で、その実施の是非や基準を検討していただき、不要であれば追加募集を廃止することを案としてお示しした。

次に、「市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある」との検証結果について

である。ここでは、その取扱いは各地域協議会で検討していただくことを予定しているが、市では地域協議会等を対象に、市の類似補助事業というものがどういったものがあるのかといった情報を提供し、その検討に活用いただくといったことを考えている。

次に、『市で行う事業』の認識が各区で異なっているので、取扱いに違いが生じている」との検証結果についてである。ここでは、「市で行う事業」は、制度として見直しを行った経過があるため、市で取扱いを共通にできるよう整理し、後日、内容をお示ししたいと考えている。なお、それぞれの地域協議会の中で最も課題認識が強かったと考えている、学校関係の取扱いについては、資料のとおり、見解を整理することとしている。部活動については、その運営経費を現状では市が負担していないため、制度としては対象と明示するものである。その上で、従来どおりであるが、それぞれの地域協議会において採択方針の中でそういったものについて、規制を設けるかどうか、規制をどのようにかけるかどうかも含めて、検討、さらにその上で決定をしていただくということが適当だろうと考えている。

次に、「提案団体と関わりの強い委員がその事業の審査に関わるかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適当」との検証結果についてである。ここでは、各地域協議会に取扱いを検討いただくこととしているが、市としては、提案団体の代表者、こういった方が地域協議会の委員であった場合に、審査・採択の場から外れるといったことを案としてお示しするものである。

次に、「検討を進め、実施を図る事項」についてである。一つ目は、「備品については、耐用年数分の状況把握が必要」との検証結果についてである。こちらについては、その必要性については、やはり、地域協議会委員が先ほどと同様に我々も必要というように認識をしているところである。ただ一方で、地域の団体における事務の負担の大きさ、あるいは市としてどのようにその実効性を確保していくかといったところで、多面的に検討しなければならない事項がまだ残っていると考えているため、今後、そういった検討を進め、必要に応じてその実施を図っていくといった事案として整理をしたものである。二つ目は、「本事業の周知を強化する必要」等の検証結果についてである。こちらについては、今後、その具体的な課題意識を把握・整理しながら、効果的に強化に取り組む必要があるとの考えから、今後、検討を進め、必要に応じて実施を図る事案として整理したものである。

続いて、資料2「平成31年度地域活動支援事業案の概要」について説明する。予算額1億8千万円や、区への配分額の積算方法など、市が定める制度的な事項、あるいは

その運用上の整理する事項については、今回新たな見解としてお示しした内容や、今後予定している様式の内容の見直し、こういった軽微な内容を除き、平成30年度と同様の内容で現在、計画をしている。もちろん、最終的には市議会での議決を経ての決定になるが、現状ではそのような内容で、我々事務方では進めている所である。本日の地域協議会会長会議以降、それぞれの地域協議会においては、新年度に向けての検討に入っただくものと思うが、それぞれの検証結果とそのことに対する市の案、あるいはその見解等を踏まえて、新年度の地域活動支援事業の実施が各区の地域課題の解消等に更に結びつきを高められるよう検討をお願いしたいと考えている。また、地域協議会それぞれの考え方の中で、地域活動支援事業の審査の負担であったり、自主的審議に更に時間を充てたいという意見も一部ではいただいているところである。こういった審査のやり方についても、それぞれの区の中で、例えば、現状での基本審査のやり方を簡略化したり、プレゼンテーションを行わなかったり、さまざまな工夫をされている所もあると認識している。また、審査も、必ずしも地域協議会委員全員で同じ案件を見なければならぬといったようなこともないため、地域協議会の中でこういった形で簡略化・効率化できるかというものを検討いただいたり、また、総合事務所、まちづくりセンターにそういった部分について、相談をしていただいたりする中で、その自主的審議に充てる活動の比重と地域活動支援事業での審査、そういった部分のバランスを取りながら進めていただければと考えている。

最後になるが、本日、説明した内容については、各地域協議会での今後の検討・議論の参考としていただくものが多数含まれていると考えている。途中、説明で触れたところであるが、市の案については、必ずしも拘束力があるものではなく、その分、地域協議会の皆さんから、その課題に対してどのような判断を行っていくのか、どのような状況認識や展望をもって地域の課題の解消や活力の向上に向かって取り組んでいくのかというところが、これからの地域活動支援事業の運用に現れていくものと考えている。市としては、地域協議会の皆さんから相談があれば、共に考えていきたいと考えているところである。また、地域協議会での検討に際して、状況の把握や整理、行政としての考え方等を確認したい場合などがあれば、総合事務所又はまちづくりセンターに相談いただくようお願いする。

【松縄副課長】

これより質疑をお願いする。まず、1点目の「地域活動支援事業の見直し」について、意見や質問等があれば、挙手の上、発言をお願いする。

【高田区 西山会長】

基本的には各地区で検証をしたけれども、最終的な決定は、各地区にそのほとんどを委ねるという説明であったと思う。その中で、各地区全てが意思統一をしたとすれば、将来的には規定の内容を変えるという話も、「その他の見直し」の部分で出ていた。この検証については、どこの地区もそうだと思うのだが、多大なる時間をかけ、委員とセンター職員が苦勞をしていたと思う。この検証を、今後も毎年行っていくのかをお聞きしたい。意思の統一をするためには、やはり、意見をまとめなければいけない。今回は8年ぶりに行い、これだけ意思の統一をしたのだが、結局、最終的には各地域協議会で決めてほしいというような、オブラートに包んだ感じであり、結局、これをやめましょうということは、はっきりとはなかった。だから、今後も意見の集約であるこういう機会を2年に1回やっていくのか、今後、全ての区の意見の収集について、どのような思いとやり方で行うのかについて、教えていただきたい。

【佐藤課長】

最初に説明をしたとおり、いろいろな課題があり、その課題に対して地域協議会が一つの方向で、ある程度の意見が出てくるのであれば、そこはまとめて、この事業の統一した方針としてお示しする必要があると考えていた。ところが、やはり、それぞれの地域事情が違うということや、地域協議会それぞれの考えがあるため、その点を踏まえると、ここで制度として自由に使えるものを逆に制約するということが、制度そのものの考え方を変えてしまうことにならないかと考え、それぞれの課題に対して、市として統一して考えるのであれば、こういう考え方があるというものを、今回、案としていくつかお示した。その上で、今後、これまで今年度に皆さんの中で議論をしていただき、課題に対する考え方というものを、ある程度、地域協議会の中では見えたのではないかと思っている。そこをベースとして、もし今ここでお示しするもの、それから別冊で付いているが、他の地域協議会で議論されたものについて、参考にさせていただけるものがあるとするれば、それを地域協議会の中で、改めて、それを取り入れるかどうかの議論をしていただければと考えている。今後の見直しについてだが、このような形で、ある程度、各地域協議会で議論を重ね、結論が出たということもあり、今後、このような形で見直しや検証をしていくということは、当面は必要ないと考えている。ただし、先ほどの担当からの説明のとおり、「やはり、この部分については市として統一した考え方が必要だ」と多くの地域協議会の中で出てくるのだとすれば、そこは統一し、制度としてルール化していくという議論を、またその時点でする必要があると思っている。

【松縄副課長】

他に意見を求める。

【津有区 吉崎会長】

そもそも、根本的に何か違う気がしている。検証を要求しているのは市であり、我々はその検証に対して意見を述べたということである。先ほどの高田区会長の発言のとおり、多大な時間を費やして意見を出したのだが、それに対して検証をするのは市ということであるが、市の検証結果が出ていないような気がしている。

【佐藤課長】

今回、地域協議会の皆さんから議論をしていただいたきっかけは、地域協議会や提案団体、市民の方から「課題ではないか」というようなポイントが出てきていることもあり、この地域活動支援事業として統一して考えていく、市としてルール化していくものがあるのではないかとということで、まずは実際に皆さんが各区で採択をしているところから課題を出してもらった上で、その解決方法を踏まえ、市として判断していこうということで考えたものである。結論として、制度としては制約をしない、極力制限を加えることなく、住民の皆さんの発意というものを大切にしていくということから考えれば、やはり、今の時点では、統一した制約をするようなまとめ方をすべきではないという議論が課内で行われ、また、当然に市全体で議論を行った上で、こういう形で皆さんにお示しをすることになったということである。

【松縄副課長】

他に意見を求める。

【津有区 吉崎会長】

各区からの意見を求め、それをいろいろな区の中で共有し合う中での意見であればよいのだが、行政が検証をしたいということで各区に意見を求めたものであるのもので、それなりの最終報告書となった。その内容については、我々も非常に時間を費やして、検証、意見を述べさせてもらった。確かに、今までどおり各地域自治区の中でやってほしいという結論であればそれで仕方がないと思うが、30項目余りの内容に対して、検証結果としてまとめたものがあまりにも少ないというのが、非常に悲しいというか、残念で仕方がない。

【佐藤課長】

皆さんからいただいた意見は、この冊子としてまとめさせていただいた。その中で、「課題があり、それを解決していくというある程度のものに対して、市としてはこのよ

うに考える」といったものを、今回、このA3の資料でお示しした。その経過や考え方については、今ほど担当から説明したとおりであるが、皆さんからいただいた考え方に基づいて、市の内部では多くの議論があって、このような形で、まずは考え方として、もし市が統一、制約してという形で考えるのであれば、このような考え方があるという形でお示ししたのが、今ほど説明したものである。課題の数が多いということであるが、その中で、ここはやはり、案として考え方をきちんと示すべきものだということを、今回、まとめてお示ししたということである。

【北諏訪区 白木会長】

今の説明では何も伝わってこない。しっかりと説明してほしい。

【佐藤課長】

区として皆さんからいただいた意見を、この冊子にまとめ、その上で必要な考え方を資料1でまとめたということである。

【松縄副会長】

他に意見を求める。

【名立区 塚田会長】

まず、大事な、基本的なことを確認したい。先ほどの説明の中の「〇〇が開催され、〇〇に向かっている」というところで、経年とともにこの制度そのものに、今年4月から6月にかけて各地の地域協議会で検証した結果をまとめて、そこで齟齬が出ているのかどうか。要するに、制度そのものがこのままでいくと経年劣化をしていく。そのため、ここらで気持ちを入れ直して、各地域の皆さん、会長の皆さんがどう考えているのかということを検証し、それをまとめたものではあるが、これをそのままにしておくと、説明では「最終的には各地域協議会に任せる。委ねる。」と言っておきながら、やはり、必要で大切なものは、きちんと自治・地域振興課で示してもらわないと、最終的にまた、「自由です。」と言うと、ますます、この制度そのものがバラバラになって、その地域の特殊性と言いながらもだんだん裾野が広がっていき、13区が一つになってという、本来の制度の趣旨から外れていくのではないかと懸念している。この会議の持ち方というのは、少し肩に力を入れて、見直してみようというものが見れることが、私は当たり前だと思うが、それについてどう考えているか。

【佐藤課長】

今回の見直しについては、そのとおりとなっている。今、8年が経ち、いろいろな意見や課題が挙がってきており、それを改めてその地域の皆さんから議論していただき、

それに対する市の考え方を示すということで、今回、見直しをさせていただいたわけである。統一された制度という話があったが、地域協議会の中で本来決めることができる部分、そこを縛ってしまうということについて、やはり、私たちとしてはこの制度、この事業の考え方というものを縛ってしまうのではないかと考えている。一方で、例えば、今回示している補助率の上限設定の考え方、これについては、例えば、柿崎区で採択1年目は10分の10だけれども、2年目は10分の9、3年目は10分の8といったように、自らその地域の考え方を地域に示していくといったような地域協議会もあるわけである。そのような地域協議会の考え方は、28区それぞれにあるはずであり、それについてはもっと議論を重ねる努力もできるのではないかと、私たちとしては考えているところである。そうではなく、やはり、市が統一すべきだということであれば、28区それぞれの考え方というものをここで見せていただければよいと思う。地域の皆さんにどのように説明したらよいのかというところが、やはり、説明ができないということもある。皆さんから議論をして、課題を出していただいた、そのことは本当にご苦労をされたと思う。そこは、改めて感謝を申し上げる。その上で、ここで出た意見を地域の皆さんの中で話していただき、もし、自身の区で対応できるものがあれば、その区の考え方として、地域の皆さんに、ぜひ、説明をしていただければと思う。

【柿崎区 小出会長】

最初のA3の資料の中で、「採択方針に係る構成等の見直し」ということが出ていた。アンケートでは、やはり若い人の地域活動への参加が少ないため、これからは地域自治を担う人材を養成、確保する事業というものが大事なのではないかとということ、いろいろな検証の中から吸い取っていたと思う。それから、日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合って解決する事業などを、共通採択事項に分かりやすく追加したいということで、市の方向性として示している。説明が早くて分かりづらい部分もあったが、我々が地域協議会で熱心に議論をして、答えたことを、市で精査をして、ある程度、まとめていると思った。全く無駄にはなっていないと思う。特に、私は、地域自治を担う人材を養成・確保する事業というものを改めて入れてもらったことがとてもうれしいと思う。市も一生懸命されていると思う。この場は、対立で話すのではなく、もう少しみんな、このようにしたらよいということ議論する場であると思う。

【北諏訪区 白木会長】

先ほど会長が言われたように、事務局の説明で男性が45.6パーセント、女性が38.2パーセントであり、20代に関しては17.8パーセントであった。この課題に

ついて、どのように各地区が認識しているのかという部分も、ただ羅列で並べるのではなく、これを改善していくにはどのようにしたら各地区が取り組んでいけるのかという部分についても、ある程度、行政できちんと主導しないとイケない。ただ数字的に説明しても何も効果がないわけである。これから社会を担っていく、若い世代が地域協議会の中に入ってくるのができないか、という部分もあるわけである。そのような課題もあると思う。皆、仕事をしている。私の地区では、仕事に従事していない方がほとんどである。その部分でも、ある程度、世代的な垣根を越えて、行政からやってもらえば、地区でも委員の選出ができると思う。公募公選であるから、なかなか難しい部分もあるかとは思いますが、そのような部分に課題があるわけであるから、それに対して、ある程度、行政の方でいろいろな指導をしてもらえれば、スムーズにいくと思う。

【佐藤課長】

やはり、直接、私たちが向き合っていかなければいけないところは、当然にあると思う。もちろん、私たちの考えを示しながら、地域協議会の皆さんと一緒に議論をしていくということが、本来、この地域協議会制度で求められているものであると思う。決して、地域協議会の皆さんに全てをお任せするというのではなく、そこで市の考え方はこうであり、地域はこのようだという議論がなければ、その先の新しいものが生まれてこないと思う。今度とも、自治・地域振興課はもちろんだが、まちづくりセンター、総合事務所と一緒に、地域の皆さんと議論をしていきたいと思う。

【松縄副課長】

他に質疑を求める。

【中郷区 高橋会長】

非常に膨大なエネルギーを使って、費用対効果がどうなったということを念頭に置かれて言われていると思う。最終的に整理することは行えないため、地域の皆さんに任せると話しているだけのように受け取ってしまう。見直しの必要性というところで、二点ほど掲げているわけである。解消すべき課題、それから検討する必要性が生じてきている、いわゆる効果的な手法について、この2つくらいは、市としてまとめて、後日で構わないので、このような方法があるというくらいの提案はしてほしいと感じている。細かな内容はあるが、必要性というところを書いてあるので、その2つに絞ってもよいので、再度、何らかの形でまとめていただきたいと思う、それは参考にしていきたいと思う。確かに、女性や若い層が少ないというのは事実である。それにはそのようなまとめを参考にしながら、我々も見直しをしていかなければいけないと思う。このようなものがこ

の2つだけでなく、本当は随所であれば一番良かったのではと思う。見解であるとか、こうあるべきではないかで終わってしまうのでは、本当に参考にしてよいのかと思ってしまう。とりあえず絞った形でもよいので、後日示していただければと思う。

【廣川係長】

私どもから今回お示したものについては、確かに拘束力は持たせていない。ただ、こういった見直しの必要性について、どう考えるかというところについては、今、まさに自治の人材を養成・確保するといった部分で、このようなものを組み立てた。当然、それぞれの採択方針の中に、文字としているかを問わず、そういった精神は、多分、埋め込まれているのだろうと思うが、それがなかなか地域の方に伝わりきっていないというのも、課題の一つなのだろうと思う。私どもとして、例えば、この課題に関して言えば、今回ここでお示したように、こういったものをそれぞれの採択方針の中から、ある意味、抜き取りをして個別に出すことで、募集の際にそういうものを意識する地域団体に促すというところに持って行くということが、考え方として当然あると思う。ただ、それを全区同じ文言で行うかといった場合に、当然、それぞれの地域の実情も違い、またそのような団体がどれだけあるのか、それが今できるのか、1年待たなければできないのかということが、当然あると思うため、そこは我々として一律に規制するのではなく、やはり、地域が28あるので、それに一番合うような形で考えていただくということが良いのではないかというのが、我々の結論ということでお示したところである。我々の考え方というのは、全て丸投げで何も示していないということではない。我々の考え方としてはお示したところであり、皆さんが今度、それをそれぞれの地域の中で適応していく時にどういった形で考えればよいかという、考える際の一つの拠り所として使っていただくということと考えていただければと思っている。必ずしもこの文言でなければいけないとか、いわば枝葉末節のような、枝先の部分で議論するのではなくて、こういった考え方については、このようなやり方がありますということ、我々としてはしっかりとお示したと思っている。その部分については、説明させていただきたいと思っている。また、今後、それぞれの地域協議会で検討するときに、この場では時間が限られており、具体的にこの部分については、どのように考えたらよいか、という部分もあると思うため、その点については、総合事務所や各まちづくりセンターから補足的な説明をさせていただきたいと思う。その中でよく検討していただき、また新年度、今度は更に地域活動支援事業が地域にとって有用であるような形で伝わることで、お互いに進められればよいと思っているので、ご理解いただきたい。

【大潟区 佐藤会長】

この見直しで、地域事情に合う人材の育成・確保する事業とあるが、これは本来、行政がすべきことであって、我々この地域協議会、ボランティアであるが、そういうところにこのようなことを要請すること自体、私はおかしいと思う。特に行政がこのような事業を行い、そのような雰囲気できた中で、住民の人たちが事業提案をしてきたり、あるいは団体を作ったり、活動したりすべきだと思う。私は、行政は何もしていないと思っている。行政は独自に住民自治を担う人たち、若者や女性、あるいはさまざまな関心を持つような行政施策を地域活動支援事業のテーマとしなければいけない。その中で、地域の人たちが活動を自主的にするために提案をしてくるわけである。そして、地域協議会が行政から委託をされて、審査を行っているわけである。私は、本来、審査も行政がすべきだと思っている。こういう制度であるので、してほしいということで、地域協議会は審査を行っているが、全て地域自治区制度をないがしろにして、丸投げをしているのではないかと、私は思っている。その辺をどう考えているのか、聞きたいと思う。

【佐藤課長】

そのような意見があり、それが全ての地域協議会の皆さんの意見だとすれば、地域自治区制度はなくてもよいのではないかなと思う。他の地域協議会の会長の意見もぜひ伺いたいところではあるが、今回お示ししたこの提案についても、これでどうか、これでやってほしいと話しているわけではなく、このような形のことが考えられるというような示し方をしているわけである。それを地域の皆さんがどのように捉え、考えられるのかということ、ぜひ28の協議会で考えていただきたいと、私たちとしては考えているところである。

【大潟区 佐藤会長】

これを地域の皆さんに示したいということだが、行政は地域の住民の皆さんに、この内容を説明するのか。

【佐藤課長】

これを踏まえて、これから各地域協議会で採択方針や採択の仕方というものを決定し、それで地域の皆さんに示していくということになるわけである。これそのものを地域の皆さんに私たちが説明するということは考えていない。

【浦川原区 藤田会長】

見直しの方法等についてということであるが、一つの方向性を示しているということで、私は解釈している。また、参考資料も添付されているので、そこには詳細な内容が

記載されているため、この部分をどのように各地域協議会で解釈していくかということになるのだろうと思っている。したがって、今は、地域活動支援事業のことであるので、そこに絞って意見を交わせればと思っている。

【松縄副課長】

今ほど、藤田会長からも話があったが、もしそういうことであれば、この後、3グループに分かれた会長同士の意見交換の時間を予定しているので、その際に議題としていただければと思う。

次に、二点目の平成31年度の地域活動支援事業の概要案について、質疑を求める。

－ 一同なし －

続いて、4「意見交換」に入る。

－ A B C 3つのグループに分かれて意見交換 －

【松縄副課長】

各グループのテーマ、また、どのような話となったかについて、グループごとに発表をお願いします。Aグループの報告を求める。

【清里区 笹川会長】

Aグループでは、自主的審議事項についてと地域活動支援事業について、あまり時間がなかったので、細かい部分まで審議するような状況ではなかったが、地域活動支援事業で2次募集を実施する等により時間がなくなり、自主的審議ができなかったりということはどうすればよいのかという話があり、各区のルールにより進めていけばよいのではないかという結論となった。また、自主的審議事項について、各区で皆さんがどのように行っているのかという話になり、皆さんからいろいろと意見が出た中で、団体や町内会長、各団体で皆さんと意見交換をしながらまとめて、今後どうしたらよいかということ順次詰めていきたいというような話であった。それと、特に住民の皆さんの意見をよく聞いてそういう地域活動にもっていければというようなことであり、そういった皆さんとの交流を持ちながら、地域を盛り上げていかなければいけないと思うので、その点を重視して地域協議会としてやっていきたいということであった。

【松縄副課長】

続いて、Bグループの報告を求める。

【谷浜・桑取区 高橋会長】

Bグループでは、テーマとして、まず最初に各地域の地域活動支援事業について、全区の地域からの、それぞれの団体からどのような意見聴取をしているかということを発表していただいた。その中で、直江津区の提案件数が大変多いということで、ヒアリングをしないということがあったが、その他の地区は全部が、各団体からのヒアリング、ないしはプレゼンテーションをしていただきながら提案内容の把握に努め、それぞれの審査の段階において、点数で審査をするところと挙手で行うところがあったが、そういった形で審査をするということであった。特に特徴的なものとして、金額がオーバーした場合にどういう取扱いとするのかという点では、せっかく提案されたことなので、全部を採択しながら予算オーバーした分を一律減額するというような地区もあったように感じている。そういう点ではできるだけ提案については何らかの形で応えたいということで、よほど提案内容が審査基準から外れていない限りは、採択をするという姿勢がなされていた。それから、同一事業をどのように扱うということについては、提案は毎年行っていただく訳であるが、3年程度で打ち切りにするという、そのように明確にしている地域もあったが、そうでなくても、予算の範囲で、ある程度、継続をしているという地区がいくつかあった。それから、関係者の採択における関係であるが、提案者と委員が関係する場合、自主的に辞退をしていただくのがよいということであった。特に発言についても、関係する委員の場合にはできるだけ発言をしないように配慮をしていくと、そういうことが報告されていた。それから、提案を採択した事業の事後の追跡について、多くのところで発表会等で確認をしたり、あるいは実際の事業内容の状況をアフターフォローしていくと、そういうことが話されていた。それからもう一点、自主的審議事項について、若干時間がなかったのだが、各地区からどのようなものがされているかということ聞いたところである。6地区から、それぞれの自主的審議について、取り組んでいるということが話された。内容的には、少子化の問題、あるいは、まちを元気にする取組、そういうものが多く見受けられた。その他も、なかなか地域活動がやりにくくなっているという地域があって、誰かの支援も必要であるけれど、自分たちの自助努力ということで、町内会長協議会等と話し合いを進めているという意見が出された。

【松縄副課長】

最後に、Cグループの報告を求める。

【津有区 吉崎会長】

Cグループでは、地域活動支援事業の2つの点について協議を行った。まず一つ目は、

配分額についてである。均等割が7、人口割が3ということについて、妥当なのかどうかについて話をした。結論としては、妥当というような判断となった。背景としては、人口が多いところと少ないところでは、当然、状況は異なり、人口の少ない所は非常に費用が削られて苦しくなってくるということであるが、その点は理解していただきたいということであった。また、事業については、大体どこも同じような事業であろうということと、要する費用はそんなに変わらないのではないかといいところがあり、そのような意見となった。ただ、採択方針のところ、地域協議会で使い方をきちんと考えていく必要があるのだろうと、それは採択の中で考えていく必要があるのだろうということであった。それはどういうことかといふと、事業が地域に合っているものかどうかといふことを、きちんと見極めていく必要があるということであった。そして二つ目は、追加募集についてである。追加募集について、どう考えるかということであったが、背景としては、事業費の消化のための募集になっていないかというような部分があり、これは現実問題、実際そういうところがありうるだろうということであった。どうしてこういうことになったかと考えると、数年前には繰り越しができていたものが、できなくなった関係で、その連動の中で、消化をしていかなくてはいけないということである。結論としては、次年度に限り、繰り越しをできるようにしたほうが望ましいのではないかという結論になった。こちらは市のトップに考えていただければと思う。また、最後に、地域活動支援事業の検証の必要について、これは採択になった部分について、きちんと検証を行い、またそれをPRすることによって、次の年度にきちっとフィードバックする、もしくは、地域の方に周知を図ることが必要であろうということであった。

【松縄副課長】

1時間弱の限られた時間ではあったが、非常に活発に意見交換をしていただき、感謝申し上げます。普段、疑問に思っていることを、他の会長に確認したり、他の地域協議会のやり方を聞いたりすることで、少し改善の糸口になったのではないかと考えている。また、私たちも会長の皆さんの考えを聞くことができ、とても有難い時間であったと感じている。

本日の会議の前半部分の内容と意見交換のグループ発表については、後日になるが、記録を作成し、皆さんにお知らせをしたいと考えているので、よろしく願います。

・閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係 TEL : 025-526-5111 (内線 1429)

E-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。